

資料－４ 行政連絡会議の記録

■ 行政連絡会議（第１回）

１）日時・場所

- と き ： 平成 24 年 11 月 15 日（木） 14：45 ～ 16：00
- と ころ ： 沖縄県庁 12 階第 1・2 会議室

２）出席者

○ 委員

沖縄県	企画部	企画調整課	比嘉統括監
		交通政策課	川満課長
	環境生活部	環境政策課	与那嶺主幹
		自然保護課	大浜課長
	農林水産部	森林緑地課	渡嘉敷班長
	商工労働部	産業政策課	比嘉主事
		商工振興課	古堅副参事
	文化観光スポーツ部	観光政策課	松田副参事
		観光振興課	嵩原課長
	土木建築部	都市計画・モルル課	新垣班長
		道路街路課	仲村課長
		住宅課	赤崎班長
	教育庁	文化財課	豊岡課長
宜野湾市	企画部	企画政策課	長堂課長
	教育委員会教育部	文化課	米須次長兼課長
			呉屋課長

○ オブザーバー

沖縄総合事務局	総務部	跡地利用対策課	照屋課長
	開発建設部	建設行政課	平川課長

○ 事務局

沖縄県	企画部	企画調整課	下地跡地対策監、安里主幹、塩川主任
宜野湾市	基地政策部	基地跡地対策課	仲村係長、渡嘉敷主事、内間主事
玉野総合コンサルタント（株）			水野
（株）日本都市総合研究所			村山
（株）群計画			大門

3) 議事

- 「全体計画の中間取りまとめ」の枠組み

4) 配布資料

次第、行政連絡設置要綱、配席表、参加者名簿、検討の流れ

第1回行政連絡会議資料

参考資料集

別紙ー1 普天間飛行場跡地利用基本方針

別紙ー2 普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた行動計画

別紙ー3 全体計画の中間取りまとめ(案)パンフレット

別紙ー4 広域緑地(普天間公園等)の計画方針パンフレット

5) 意見交換内容

県都市・モノ課：宜野湾横断道路は地形の関係上、地下になる部分がある。地上部分の横断的位置づけは如何に。

県企画調整課：道路については、現在再検討しており、沖縄自動車道や国道58号等への接続を含め道路街路課に検討していただいている。

県都市・モノ課：道路街路課ではトラフィック機能を中心に検討するだろう。私どもはまちづくりの観点から開発や居住の誘導をする上での道路のあり方を注視している。まちづくりの観点からのネットワークは中間取りまとめの中で示されるか。

県企画調整課：宜野湾横断道路と中部縦貫道路に接続する幹線道路についても検討しているところである。国道330号からのシンボルロードなども考えている。

県都市・モノ課：返還時期が明らかにされない中で、跡地の周辺部の道路で渋滞が発生している。市民からは返還前にフェンス沿い等の道路(市道11号)を整備し、返還後に跡地利用に取り込むような計画ができないかという声がある。今後は、このようなことを検討する余地があるか。

市基地跡地対策課：基地の東側は、洞穴の入口や文化財があるため、これらを踏まえながらルート等の検討をしていきたいと考えている。これをどこまで反映できるかが跡地としての課題になる。

県都市・モノ課：跡地周辺ではフェンスで止まっている都計道がある。返還前に周辺の道路網整備を先行してはどうかという意見がある。

市基地跡地対策課：市の東側は都市計画決定していない道路が多い。宜野湾横断道路の方向性が決まれば、跡地周辺部の道路ネットワーク等も見えてくるだろう。道路は地権者、市民が感心をもっている要素であるため、中間取りまとめでのアウトプットをどの程度にするかが課題である。

県都市・モノ課：絵をだすからには、次のステップを見据える必要がある。計画をうつのか、フェンスの周りを囲めなど。

県観光政策課：跡地利用の目標は、「宜野湾市の新しい都市像」よりも「沖縄県の新しい都市像」、「宜野湾の歴史」よりも「沖縄全体の歴史」といったように、より広域で捉えた方がよいのではないかと。また、観光の視点から考えると、跡地全体を一つのテーマパーク(自

然、歴史、城、エコロジー等）として位置づけ、まち自体が人を惹きつけ、世界中から人が集まるコンセプトがあると良いのではないか。

県企画部：「沖縄全体の視点からネーミングがあって良いのではないか」というご意見と理解した。「宜野湾市の新しい都市像」の中に、その気持ちは込められている。世界から吸引力のある魅力の核は公園と考える。普天間跡地全体が一つの公園である。

国建設行政課：東日本大震災以降、重要性が高まっている「防災」という観点から計画を見直すことは考えているか。

県企画調整課：広域緑地を広域防災拠点として位置づけている。

県企画部：これに関しては国の力に期待しており、今後も調整していきたい。

国跡地利用対策課：広域防災拠点については、県をまたぐ必要があるなどの条件も確認しておいてほしい。

以上

■ 行政連絡会議（第2回）

1) 日時・場所

- と き : 平成24年12月20日(木) 13:15 ~ 14:40
- と ころ : 沖縄県庁12階第1・2会議室

2) 出席者

○ 委員

沖縄県	企画部	企画調整課	比嘉統括監
		交通政策課	川満課長
	知事公室	基地対策課	与那嶺主幹
	環境生活部	環境政策課	長嶺副参事(代理)
		自然保護課	森田副参事(代理)
	商工労働部	商工振興課	照屋主任(代理)
	文化観光スポーツ部	観光振興課	金城課長
	土木建築部	都市計画・モルル課	前原副参事(代理)
		道路街路課	仲村課長
		住宅課	赤崎班長(代理)
	教育庁	文化財課	豊岡課長
宜野湾市	建設部	都市計画課	長堂課長
	教育委員会教育部	文化課	石原次長兼課長
			森田係長(代理)

○ オブザーバー

沖縄総合事務局	総務部	跡地利用対策課	照屋課長
	開発建設部	建設行政課	平川課長

○ 事務局

沖縄県	企画部	企画調整課	下地跡地対策監、塩川主任、 池間主任
宜野湾市	基地政策部	基地跡地対策課	田場次長、仲村係長、渡嘉敷主事、 内間主事
玉野総合コンサルタント(株)			水野、笹本
(株)日本都市総合研究所			村山
(株)群計画			大門

3) 議事

- 「全体計画の中間取りまとめ」(第1次案)について

4) 配布資料

次第、配席表、参加者名簿

資料1 第1回検討委員会における主な意見と対応方針

資料2 跡地利用計画の策定に向けた取組の全体像（再確認）

資料3-1 「全体計画の中間取りまとめ」（第1次案）の骨子等

資料3-2 「全体計画の中間取りまとめ」（第1次案）

参考資料 県・市共同調査の調査成果の概要

5) 意見交換内容

県企画調整課：企画部内での意見を踏まえて以下を補足したい。

①返還時期が未定であり、息の長い取組の中間過程であるが、中間取りまとめを公にして一歩進めていきたい。そのために「配置方針」を公表し、県民や地権者等から意見を頂戴して、跡地利用計画につなげていくことを予定している。

②計画の中に「構想」という言葉に違和感を持つ方もいる。「中間取りまとめ」では「配置方針」を示しているのに、「構想」ではなく、「配置方針」という表現にしてはどうかという意見があった。

また、「戦略」という言葉がでてくるが、「目標」と「その手段」という意味での「戦略」という明確な位置づけではなく、「戦術」に該当する記述もない。表現を工夫したい。

県道路街路課：昨年度にまとめた「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」のパンフレットはオープンになっているか。

県企画調整課：地権者には、検討段階のものであることを前提に配布している。

県道路街路課：今回のアウトプットの絵は、昨年度のものよりかなり詳細になっている。特に宜野湾横断道路の基地外のルートが明確に示されている。周辺も含めて住民のアクションを見るところか。

県企画調整課：①そのような懸念については「注意書き」で対応したい。この位置はフィックスしたのではなく、柔軟に更新していくことを前提としており、現段階ではこのようなルートが想定できるという趣旨を詳しく記載していきたい。

②道路や公園の配置に関しては地権者の方々も関心が高いだろう。それについての問い合わせもあると思うので、行政内部でも共通認識を図り協力願いたい。

県都市・モノ課：絵については、既存道路と構想・計画道路の仕分けをすべき。

県道路街路課：基地外の話で議論が集中するのは好ましくないだろう。

市基地跡地対策課：道路の整備・未整備の表現方法については、地権者等が誤解しないように今後検討していきたい。

県都市・モノ課：「戦略的な取組」の中で「新たな需要の開拓」とあるが、宅地や企業用地として、県外・国外から需要を開拓するという理解でよいか。そうすると人口フレームは、需要を開拓した上で、そこにはめていくというイメージか。

県企画調整課：那覇新都心では1.9万人が住んでおり、1.7万人が働いている。それを念頭におきながらニーズを考えていく必要がある。

県都市・モノ課：ニーズが分かって配置するという順番がないと、供給過剰になるというリスクも抱えてしまう。土地利用を預かる立場からは基地跡地利用の展開次第で将来の人口

フレーム計画が大きく変わってくることから気になるところではある。

県企画調整課：計画づくりと需要開拓を並行的にやらざるを得ないだろう。

(株)日本都市総合研究所：企業もまとまった土地がないと進出を判断できないだろう。地権者の方々のまとまった土地を用意することと需要開拓を並行して取組ながら人口フレーム等を想定していくことになると思う。

県企画調整課：まとまった土地では申出換地等を行い、自らの土地活用意向にあった土地に場所を移し、共同利用の土地を確保するなど、地権者の方々と相談しながら取り組んでいく必要がある。これが後追いになると土地需要があっても対応できなくなってしまう。那覇新都心の事例を参考にしながら、事業手法等について検討していきたい。

県商工振興課：まちづくりに際しては、住宅地と商業地では地価が異なる。道路を整備することは地権者の利害にかかわる。事業手法を含めて検討しないと、立派な絵をかいても地権者との調整が難しくなるのではないかな。

県企画調整課：宜野湾市では地権者とキャッチボールしながら取り組んでいると理解している。

市基地跡地対策課：地権者 3,000 人との合意形成を一気に図ることは難しいので、段階的に取り組まないといけない。まず平成 22 年度に共同利用等にかかるアンケートを行い、現在は那覇新都心の事業手法等に関する事例を地権者に紹介している。

県商工振興課：道路や公園の配置がかたまるほど地権者との合意が難しくなるが、一体的に開発する手法も追求しているか。

市基地跡地対策課：特に共同利用について検討している。跡地の整備も段階的になるため先行的に開発できるところで共同利用を行い利益を配分しようという勉強会を行っている。

県企画調整課：①地権者等についてもご指摘の問題の所在は認識しており、もしこういうことがあれば、こういう方法があるという意見を頂ければ有り難い。

②事業手法と地権者の合意形成は、計画の段階から課題として受けとめている。今回、県・市が「中間取りまとめ」という形で絵を出した時に、様々な見方、考え方がでてくるだろう。申出換地や共同利用等の事業手法の話もあるが、商業地域等の色がつくと地価も変わり、申出換地という形で交換される時には減歩という形で調整されていく。これらは今後一歩ずつ合意形成を図りながら並行して取り組んでいきたい。申出換地は制度化の必要性の有無についても検討していきたい。

県交通政策課：今後の取組において、「跡地利用計画」の策定はいつ頃を予定しているか。

県企画調整課：今年度末に「中間取りまとめ」を行い、次の計画案の策定に向けては立ち入り調査などのクリアすべき課題がある。跡地の現況をもとに跡地利用計画を策定するが、現段階で目標年次を決めることは難しい状況である。できるだけ早く跡地利用計画の策定にもっていききたい。

県企画調整課：平成 15 年度から宜野湾市と沖縄県が共同で調査を行い、基本方針等を策定し現在に至っている。県民・地権者には跡地利用の計画づくりが進んでいることを示すことが重要と考えている。跡地利用推進法が成立し、立ち入り調査の規定が強化された。新法を活用して立ち入り調査を行い、計画条件をしっかりと把握して具体的な計画づくりに取り組んでいきたい。さらに新法では返還前から土地の先行取得を行えることになった。我々としては、いつ返還されても大丈夫なようにしっかり準備していきたい。

以上

■ 行政連絡会議（第3回）

1) 日時・場所

- と き : 平成25年1月29日(火) 10:00 ~ 11:30
- と ころ : 沖縄県庁 12 階第1・2 会議室

2) 出席者

○ 委員

沖縄県	企画部	企画調整課	比嘉統括監
		交通政策課	川満課長
	知事公室	基地対策課	嘉数班長(代理)
	環境生活部	環境政策課	長嶺副参事(代理)
	農林水産部	森林直地課	森田副参事(代理)
		自然保護課	謝名堂課長
	商工労働部	産業政策課	金城班長(代理)
		商工振興課	茂太班長(代理)
	文化観光スポーツ部	観光振興課	金城課長
	土木建築部	都市計画・モルル課	新垣班長(代理)
		道路街路課	仲村課長
		住宅課	末吉課長
	教育庁	文化財課	豊岡課長
宜野湾市	教育委員会教育部	文化課	島袋副参事(代理)
			森田係長(代理)

○ オブザーバー

沖縄総合事務局	総務部	跡地利用対策課	照屋課長
	開発建設部	建設行政課	平川課長

○ 事務局

沖縄県	企画部	企画調整課	下地跡地対策監、塩川主任
宜野湾市	基地政策部	基地跡地対策課	仲村係長、渡嘉敷主事、内間主事
玉野総合コンサルタント(株)			水野、笹本
(株)日本都市総合研究所			村山
(株)群計画			大門

3) 議事

- 「全体計画の中間取りまとめ」(委員会案)について

4) 配布資料

次第、配席表、参加者名簿

資料1 第2回検討委員会における主な意見と対応方針（案）

資料2 検討委員会の提言 全体計画の中間取りまとめ（委員会案）

資料3 パンフレット

参考資料1 「全体計画の中間取りまとめ」（委員会案）の位置づけと今後の流れ

参考資料2 「土地利用及び機能導入」に関する参考事例集

参考資料3 跡地利用における「配置方針図（交通網）」の作成経緯・流れ

第2回行政連絡会議議事録

5) 意見交換内容

県道路街路課：「周辺市街地の改善と連携」とあるが、周辺市街地とはどのあたりを想定しているか。周辺市街地の道路計画と関係がでてくる。

市基地跡地対策課：周辺市街地は特定のエリアではなく、宜野湾市全体に関係することと考えている。

県道路街路課：普天間基地と西側の高低差があるため、東西道路でまちを分断する可能性がある。道路計画が先行すれば基地跡地がついてくるか。

県企画部：現時点では周辺市街地改善の必要性を提示するに止まっており、高低差への対応は先の議論と考えている。基本方針がベースキャンプで、跡地利用計画がゴールとすると、中間取りまとめはゴールに進むための考え方をまとめたものである。

県道路街路課：公共交通軸をどうするかは非常に大きな問題である。現在「鉄軌道系」という表現になっているが、鉄道と軌道では道路サイドの役割が異なる。軌道系なら道路に配置されるので広幅員の道路を考える必要がある。

県企画部：鉄軌道系は、未だ変動要因であるが、それが固定値にならないと何もできないということではなく、中間取りまとめは変動要因を抱えながら考え方をまとめた。

沖縄総合事務局：①資料1の15頁について確認したい。中間取りまとめにおいて、「中部縦貫道路」や「宜野湾横断道路」は具体的名称が記載され、普天間公園には「仮称」がついている違いは如何に。

②緑地空間等の配置は、検討委員会委員から指摘があったように簡略化した概念図の方が良いと思うが、具体的に示している理由は如何に。

県企画調整課：中部縦貫道路と宜野湾横断道路の名称は、「中南部都市圏都市交通マスタープラン」や広域構想等の上位計画に位置づけられているが、普天間公園等は上位計画に位置づけられていないため「仮称」と表現し区別している。

県企画部：緑地空間等の配置は、基本方針以降に案として示したものであるので、そこまで後戻りできないという判断である。

沖縄総合事務局：中部縦貫道路等は、事業主体等が決まってない段階で既に名称がついている点が気になる。

県企画調整課：平成22年に策定した「全体計画の中間取りまとめ」（案）では、全ての道路を実線で表現していたが、今回は計画構想区間を破線にするなど表現の工夫をしている。また、幹線道路ワーキング部会では、構造・ルート等の可能性は検討しており、今後、

中間取りまとめを踏まえて構造・ルート・事業主体等を具体化していく予定である。

県都市・モノ課：今後の取組において、「公共用地の先行取得」を記載してはどうか。

県商工振興課：殆どが民有地の普天間飛行場において、具体的な開発になった時に地権者をまとめて需要開発型の整備を行うことができるか。不動産の証券化など新しい発想が必要でないか。

県企画調整課：ご指摘の点は根源的なもので課題として認識している。宜野湾市はこれまで地権者との合意形成に努めてきており、私有地が多いことから公有地の拡大に向けて土地の先行取得を進めていきたい。

県企画調整課：那覇新都心では法律に基づかない申出換地を行ったが、より大規模な普天間飛行場では申出換地の法制度化などもあわせて検討し、計画の実現に向けて取り組んでいきたい。

以上